

## 市民文化局所管出資法人調整要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市主要出資法人等総合調整要綱（平成3年川総行第75号）（以下「要綱」という。）に基づき、市民文化局（以下「局」という。）が所管する出資法人の調整に関し必要な事項を定めることにより、当該出資法人の適正な運営と円滑な事業の遂行に資することを目的とする。

(所管出資法人)

第2条 この要領において、出資法人とは、要綱第2条に定める法人及び局が指定する法人として、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 公益財団法人川崎市国際交流協会
- (2) 公益財団法人川崎市文化財団
- (3) 公益財団法人川崎市スポーツ協会
- (4) 公益財団法人かわさき市民活動センター

(出資法人調整会議)

第3条 第1条の目的を達成するために、次条第1項に定める事項について協議し、必要な調整を行う機関として、市民文化局出資法人調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議は、議長及び委員をもって構成し、議長には局長をもって充てる。

3 委員には、次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 前条各号に規定する出資法人の役員及び派遣職員
- (2) 前条各号に規定する出資法人を所管する部長又は部長に相当する室長（以下「所管部長」という。）

4 調整会議は、必要に応じて議長が招集する。

5 第3項に掲げる委員のほか、議長が必要と認める場合は会議に臨時の委員を置くことができる。また、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調整会議の協議事項等)

第4条 調整会議は、出資法人に係る次の各号に定める事項について協議するものとする。

- (1) 出資法人の運営に関する事項
- (2) 出資法人に共通する局の方針等
- (3) 出資法人の経営状況等の点検評価結果に基づく経営改善指導等に係る事項
- (4) その他調整会議において必要と認める事項

(会議の庶務)

第5条 会議の庶務は、市民生活部庶務課において処理する。

(所管部長による調整等)

第6条 所管部長は、出資法人の運営状況等を常に的確に把握し、出資法人が次の各号に定める事項を処理する場合は、その協議に応じ、必要な指導・調整を行うものとする。

- (1) 運営の基本方針の設定又は変更に係る事項

- (2) 定款、寄附行為等の重要な変更に係る協議事項
- (3) 組織の新設又は変更及び役職員の人事・給与に関する基本的な事項
- (4) 事業計画、予算及び決算に関する事項
- (5) その他出資法人の運営に係る重要事項

2 所管部長は、前項に掲げる協議の結果を局長に報告しなければならない。

(その他必要事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、出資法人との調整について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要領は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。